

梶ヶ谷小学校 PTA 常置委員会細則

第1条 本細則において使用する用語は、「梶ヶ谷小学校 PTA 規約」において使用する用語の例によるものとする。

第2条 本細則は、本会が、「梶ヶ谷小学校 PTA 規約」(以下「規約」) 第2条の目的の実現及び活動の円滑化を図るために設置する常置委員会について、その詳細を定める。

第3条 本会には、常置委員会として、イベント委員会、校外委員会及び学校環境委員会を置く。

第4条 各常置委員会は下記の活動を行う。

1. イベント委員会は、規約第2条第1項に定める通り、梶ヶ谷小学校の全ての児童、保護者及び教職員の笑顔をつくるため、毎年10月頃に開催する『梶ヶ谷スマイルフェスティバル』を中心に、本会が主催又は共催する行事等の企画及び運営を行う。
2. 校外委員会は、規約第2条第2項に定める通り、梶ヶ谷小学校の全ての児童、保護者及び教職員の笑顔を守るため、校外パトロールの予定表及び安全マップの作成、1年生に対する下校指導、『こども110番』活動の推進、資源リサイクル活動及び馬絹神社祭礼パトロールの取り纏め等、学校内外における安全を守る活動を行う。
3. 学校環境委員会は、規約第2条第3項に定める通り、梶ヶ谷小学校の全ての児童、保護者及び教職員の健康を守るため、校内美化、ラジオ体操、給食試食懇親会、ベルマーク、テトラパック及びインクカートリッジに関する活動並びに宮崎中学校区地域教育会議への参加等、学校と家庭をつなぎ、学校生活環境を整える活動を行う。

第5条 各常置委員会の委員は下記の通り保護者である会員の中から選出する。

1. イベント委員会及び学校環境委員会の委員は、保護者である会員の子が在籍する学年に基づいて立候補を募り、選出する。
2. 校外委員会の委員は、保護者である会員が属する地区に基づいて立候補を募り、選出する。
3. 各常置委員会の委員長は、互選により1名乃至若干名を選出する。
4. 各常置委員会の副委員長は、互選により1名乃至若干名を選出する。
5. 各常置委員会は、必要に応じて、会計、書記その他の役職を、互選により1名乃至若干名選出することができる。

第6条 本細則は、本会の運営委員会において、改定することができる。但し、改定した場合は、その内容を遅滞なく全会員に知らせなければならない。

第7条 本細則は、令和2年5月1日より施行する。

令和2年5月制定
梶ヶ谷小学校 P T A